

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（認定申請に併せて、建築確認の審査の申出をする場合）
根 拠 法 令 及 び 条 項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審 査 基 準	関 係 条 項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第20条及び第21条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条 令和5年9月25日国土交通省告示第971号 新座市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 建築基準法第18条
	基 準 （未設定の場合はその理由）	根拠法令及び関係条項による審査基準
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成28年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定（前例事務処理がないため）
	設 定 等 年 月 日	平成28年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）